



宇土市 広報うと 災害臨時号 vol.1

2026年8月17日発行

記載してある内容は、発行時点のものです。
制度改正などにより、内容が変更となる場合があります。

電話応答装置

防災行政無線が聞き取れない場合は…

 **☎(23)6186**
(電話応答装置)
こちらから内容を
ご確認ください。

※電話料金は、自己負担となります

このたびの地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。被災された方の中には、住まいに被害を受け、今なお避難生活を余儀なくされている方など、不安な日々をお過ごしの方が多くおられます。今回の地震からの復旧・復興に当たっては、市民の命と安全を最優先に、被災された皆様の生活再建と地域の復興に総力を挙げて取り組んでまいります。

発災直後から、国や県、全国の自治体をはじめ、多くの皆様から温かいご支援をいただいております。また、ご自身も被災されながら、行政区長、消防団、民生委員、婦人会をはじめとする地域の皆様にも多大なるご尽力をいただき、心より感謝申し上げます。

10年前も、私たちは幾多の困難を乗り越えてきました。そして、あのときと同じように、私たちは決して一人ではありません。皆様から寄せられる温かいご支援と絆を力に、この難局を乗り越えてまいります。再び安心して暮らせるふるさとを、ともにつくってまいりましょう。

宇土市長 光井 正吾

水道



▶現在の状況について

市内全域で通水しています。

また、水質検査の結果、水道法の水質基準に適合していることを確認しました。飲料水としてご利用いただけます。

▶上・下水道使用料について

8月請求分(6月中旬～7月中旬ご使用分)の上・下水道使用料の納付書および口座引き落としは9月に延期します。

9月請求分(7月中旬～8月中旬ご使用分)の上・下水道使用料については地震の影響もあり徴収いたしません。

☎上下水道課お客様センター
☎(27)6633

り災証明書等



「り災証明書」、「被災証明書」について

証明書の種類

▶「り災証明書」について

災害により被害を受けた住家について、被害の程度を市が証明するもので、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)があります。

▶「被災証明書」について

災害により被害を受けたことを市が証明するものです。カーポート、車両、家財等が対象となります。

申請受付期間

▶受付日時 当面の間、土日祝日も受付します

午前9時～午後5時

▶受付場所 市役所庁舎 1 階会議室

▶申請に必要なもの

- ・本人確認書類(運転免許証等)
- ・被害が確認できる写真(スマホ提示可)等

▶その他

り災証明書は、被害が軽微で申請者が「準半壊に至らない(一部損壊)」という結果に同意できる場合、現地調査は行わず、証明書を即日交付できます。

現地調査について

り災証明書の申請受付の際に現地調査を希望された方については、順次、現地調査を実施しています。

現在、多くの調査申し込みがっておりますので、相当なお時間をいただく場合がございます。

※現地調査への立会いは必要ありません

☎税務課 固定資産税係
☎(27)3313 ☎(27)3314 ☎(27)3315

ごみ・片付け



災害ごみの受け入れについて

災害ごみの受け入れを行います。
※災害ごみの搬入には、『入場券』が必要です

(有)CSネットワーク・環境再生センター KIREKA

▶受入期間 9月30日(水)まで

▶受付時間 午前8時30分～11時30分
午後1時～3時30分

※ただし、以下の曜日を除く

- ・CSネットワーク:毎週水曜日・日曜日
- ・環境再生センター:毎週火曜日・土曜日

▶受入品目 木くず等(家具類)、金属類、ソファ・マット、小型家電類、瓦、コンクリート殻、廃家電(テレビ、冷蔵庫等)、陶磁器類、ガラス類、スレート板、サイディングボード、石膏ボード、布団類、布類、可燃ごみ(生活ごみ除く)、プラスチック類

▶必要書類 り災証明書、被災証明書、ごみ処理手数料減免申請書のいずれか1点

▶注意事項 渋滞緩和のため入場券を配布します。
※混雑状況によっては、入場券の配布を取りやめる可能性があります
宇城クリーンセンターへの搬入で使用された減免申請書は期限が切れていても使用できます。必ず分別して持ち込んでください。

(株)カネムラエコワークス

▶受入期間 9月30日(水)まで

▶受入時間 午前8時30分～11時30分
午後1時～3時30分

※ただし(8月23日以降の)毎週日曜日は除く

▶受入品目 金属類、ソファ・マット、小型家電類

▶必要書類 り災証明書、被災証明書、ごみ処理手数料減免申請書のいずれか1点

▶注意事項

- ・直接搬入してください。
- ・廃家電は持ち込みできません。
- ・必ず分別して持ち込んでください。

☎環境交通課 環境交通係
☎(27)3316



宇土市災害ボランティアセンター開設中

令和8年熊本地震によりお困りの皆さまの生活再建を、ボランティアがお手伝いします。

▶お手伝いできること

- ・家具の移動、立て直し、屋内の片付け、清掃など
- ・家周りの片付けなど

☎宇土市災害ボランティアセンター
(宇土市社会福祉協議会)
宇土市浦田町44番地(福祉センター内)
☎(23)3756



生活支援



無料入浴支援事業

令和8年熊本地震で被災し、自宅や避難所などで入浴することが困難な方を対象に、協力施設での無料入浴支援を実施します。

▶利用方法

利用の際は、タオル、着替え等のほか、本人確認書類を持参してください。(施設で提示が必要)

※無料入浴支援協力施設については、市ホームページをご確認ください

☎福祉課 福祉政策係
☎(27)3317



宿泊支援事業

令和8年熊本地震で被災し、ホテル等への避難を希望される方を対象に、県が確保するホテル等への宿泊を支援します。

▶申込方法

「熊本県ホテル等避難コールセンター」(☎0120(325)327)にお問い合わせいただくか、下記二次元コードからお申し込みください。

- ・宿泊料は無料です。
- ・食費・宿泊税・日用品等は自己負担です。

☎福祉課 福祉政策係
☎(27)3317



住まい・修理



住家の緊急修理

令和8年熊本地震により被害を受けた住家の屋根・外壁等から雨水が入ることを防ぐために、ブルーシートを張る費用等を支援します。

▶**限度額** 1世帯56,400円以内(消費税込み)
※修理費用を宇土市から修理業者へ支払う制度です
※業者に代金を支払ってしまうとこの制度は利用できません。事前にご相談ください

※修理前後の写真が必要です

※ブルーシートは、申請者自身でご準備ください

▶**修理期間** 令和8年8月27日(木)まで

☎福祉課 福祉政策係

☎(27)3317

すまいの相談窓口の設置

令和8年熊本地震で被災し、住宅に甚大な被害を受けられた方のすまい再建を支援するため、相談窓口を設置しています。以下の相談・受付を行います。

住宅の応急修理

元の住宅に引き続き住むために、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する費用を支援します。

▶**修理期間** 令和8年10月27日(火)※延長見込み

▶**限度額** 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊
757,000円以内(消費税込み)
準半壊
367,000円以内(消費税込み)

賃貸型応急住宅(みなし仮設)

賃貸型応急住宅への入居を支援します。

▶**対象要件**

- ①住居の全壊により居住する住宅がない方
- ②住居が「半壊」(中規模半壊、大規模半壊含む)であっても、住宅として利用できず、やむを得ず解体を行う方 等

公費解体

半壊以上の被害を受けた家屋・事業所等について、所有者の申請に基づき、市が申請者に代わって、解体・撤去を行います。詳細は、決まり次第、お知らせします。

☎すまい再建支援室

☎(22)1111(内線462・463)

災害に便乗した悪質商法から身を守りましょう

▶主な事例と注意点

修理内容や金額が不明瞭なまま契約を迫られ、高額な費用を請求されることがあります。

▶消費者へのアドバイス

- ①その場で決めず、複数の事業者から見積もりを取りましょう。
- ②一人で決めず、家族や周囲に相談し、慎重に契約しましょう。
- ③「困ったな」「不安だな」と思ったときは、早めにご相談ください。

☎熊本県消費生活センター

☎096(383)0999

宇土市消費生活センター

☎(23)3251

消費者ホットライン

☎188(3桁番号)

市営住宅の一時入居

令和8年熊本地震で被災し、住宅に甚大な被害を受けられた方を対象に、市営住宅への入居を支援します。要件や期間については、決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

☎都市整備課 建築住宅係

☎(27)3332

支援金等



被災者生活再建支援金

住宅の被害の程度に応じて支給される支援金となります。詳細は、お問い合わせください。

☎すまい再建支援室

☎(22)1111(内線462・463)

義援金

詳細が決まり次第、お知らせします。

☎すまい再建支援室

☎(22)1111(内線462・463)

公式LINEで最新情報を発信しています

宇土市公式LINEでは、災害に関する最新情報をお届けしています。給水場所や避難所の状況、災害ごみに関する案内など、役立つ情報をいち早く受け取れます。もしもの時に備えて、ぜひ友だち登録をよろしくお願いします。



減免関連



個人住民税・固定資産税・国民健康保険税の減免

令和8年熊本地震により被災された方の個人住民税・固定資産税・国民健康保険税について、被災状況に応じ、減免が受けられる場合があります。

☎税務課

☎(27)3313 ☎(27)3314 ☎(27)3315

介護保険被保険者証の提示等について

被保険者証及び負担割合証を紛失や避難等により、介護保険サービス事業所に提示できない場合は、氏名・住所・生年月日・負担割合を伝えることでサービスを受けることができます。

☎高齢者支援課 介護保険係

☎(27)3321

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の一部負担金(利用料)の減免

減免の詳細は、決まり次第お知らせします。

▶**国民健康保険・後期高齢者医療について**

☎市民保険課 国保年金係

☎(27)3312

▶**介護保険について**

☎高齢者支援課 介護保険係

☎(27)3321

後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

減免の詳細は、決まり次第お知らせします。

▶**後期高齢者医療保険料について**

☎市民保険課 国民年金係

☎(27)3312

▶**介護保険料について**

☎高齢者支援課 介護保険係

☎(27)3321

り災証明書のご提示で「住民票の写し」などの交付手数料が免除されます

「り災証明書」をご提示いただくことで、住民票をはじめとする各種証明書の交付手数料を免除しています。

▶**免除の対象となる証明書**

- ①印鑑証明書及び印鑑登録証の交付
- ②住民票の写しの交付
- ③住民票記載事項に関する証明書
- ④所得課税証明書等の税証明書

※コンビニ交付で証明書を取得する場合には免除の対応が出来ません

☎市民保険課 市民係

☎(27)3311

パスポートの発行手数料が免除されます

- ・対象は、り災証明書が「半壊以上」の方です。
 - ・窓口で紙による申請が必要です。
 - ・すでにパスポートを申請中の方、オンライン申請は対象外です。
- 詳しい内容は、お問い合わせください。

☎市民保険課 市民係

☎(27)3311

保育料の減免について

減免の基準など詳細は、決まり次第お知らせします。

☎子育て支援課 保育支援係

☎(27)3323

その他



道路・河川等の復旧について

市道、河川等の被災箇所について、復旧までに時間を要する箇所もあります。通行止め等で御不便をおかけしますが、御理解をお願いします。

また、今後、余震や大雨により、地すべり、落石、道路陥没などが発生する恐れがありますので、十分注意して通行してください。

☎土木課 管理建設係

☎(27)3331

被災した農業者の皆様へ

令和8年熊本地震により、農産物の生産・加工に必要な施設(農業用ハウス・格納庫等)や農業用機械等が被災された方は、農林政策課までご相談ください。

☎農林政策課 農林振興係

☎(27)3325

中小企業・小規模事業者向け特別相談窓口の開設について

宇土市商工会では、市内の中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に、特別相談窓口を開設しています。地震の影響による、経営上のお困りごとや、資金繰りなどについてご相談ください。

☎宇土市商工会

☎(22)5555

